

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成31年1月10日(木) 午後3時00分～3時40分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 文介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(0名) 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第18条第6項について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項規定による農用地利用配分計画について

議第5号 その他

1) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子 事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席いただいておりますので、総会は成立していることをご報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番、藤岡委員と1

番、森本委員のお二人を指名します。

また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますのでよろしくお願い致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件、これについて説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与による所有権移転でございます。

番号1番、申請地、大字奥田□□番(田)1928㎡、譲受人、生駒市、□□□、譲渡人、大字奥田、□□□□、申請理由は、後継者育成のためでございます。譲受人の耕作地面積は、4,088㎡と下限面積は満たしております。譲受人と譲渡人は親子関係にあり、同一経営と考え世帯の耕作面積といたしております。場所は、調査順序表第1番目、羽山歯科医院より□□へ約□00mのところでございます。以上、第1号議案につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、現状通りの耕作となりますので、現在、保有されるすべての農地は適正に管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましても、奥田の総代様の耕作実態の証明書が添付されており、現在も農作業を手伝っておられ、今後は主となって農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び申請人からの聴取によりましても、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおりで支障がないものと考えます。

以上、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長

ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字奥田□□番の一部(田)1928㎡の内991㎡、借受人、大字奥田、□□□□、貸出人、大字奥田、□□□、解約理由は、贈与するためでございます。

番号2番、申請地、大字藤森□□□番1の一部(田)1,860㎡、の内836㎡借

受人、大字藤森、□□□□、貸出人、大字藤森、□□□□、解約理由は、自作するためでございます。

番号3番、申請地、大字池尻□□番2の一部(畑) 1,013㎡、の内140㎡、借受人、広陵町、□□□□、貸出人、大字池尻、□□□□、解約理由は、自作するためでございます。

番号4番、申請地、大字池尻□□番2の一部(畑) 1,013㎡、の内70㎡、借受人、大字池尻、□□□□、貸出人、大字池尻、□□□□、解約理由は、自作するためでございます。

以上、議第2号につきましては4件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 　ご質問等がないようですので、議第2号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

続いて、議第3号を議題と致しますが、この案件につきましては中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(中江委員 退席)

議 長 　それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは議案書2ページをお願い致します。議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大中南町、□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□□番(田) 1,056㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成31年2月1日から平成34年1月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、樞原市、なら担い手.農地サポートセンター、利用権を設定する者、土庫二丁目、□□□□、利用権を設定する農地、大字土庫□□□番2(畑) 370㎡、大字土庫□□□番(畑) 320㎡、利用権の種類は、中間管理権の設定により、野菜を栽培する計画で、期間は、平成31年1月11日から平成35年12月31日までの約5年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、樞原市、なら担い手.農地サポートセンター、利用権を設定する者、広陵町、□□□□、利用権を設定する農地、大字土庫□□番(畑) 314㎡、利用権の種類は、中間管理権の設定により、野菜を栽培する計画で、期間は、平成31年1月11日から平成35年12月31日までの約5年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受

けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第3号議案につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第4号を議題と致しますが、議題に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

（中江委員入室、着席）

議 長 　それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。本件は、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。一方で、農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対してその計画案を提出するよう求めることが出来ることとされていることから、市町村がその計画案を作成するについては、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議案第4号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日ご審議頂くものでございます。

番号1番、番号2番、利用権の設定を受ける者、上牧町、□□□□、利用配分計画をされる農地、大字土庫□□□番2□□□番□□□番、先の議案で中間管理権を設定された農地で、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で期間は、県の公告日より平成35年12月31日までの約5年間でございます。

現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。以上、農地利用配分計画については2件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問等ないようですので、採決致します。それでは、議第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第4号につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。

次に議第5号、その他の1番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第5号、その他の1番、専決処分の報告について、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得したことの届出について、専決処理を行った事後報告でございます。

番号1番、申請地、大字野口□□□番1(田)1,271㎡、相続人、和泉市、□□□□、届出事由は、平成26年3月10日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。

番号2番、申請地、大字野口□□□番(田)1,083㎡、相続人、葛城市、□□□□、届出事由は、平成26年3月10日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。

以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については2件の届出でございます。

議 長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて、議第5号その他の1番、専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをお願い致します。議第5号その他の1番、専決処分の報告について報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成30年11月26日から平成30年12月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、中三倉堂一丁目□□□番4(田)333㎡、中三倉堂一丁目□□□番2(田)188㎡、譲受人、堺市南区、株式会社□□□□□□、譲渡人、大字大谷、□□□□□□□□、売買による所有権移転で、露天駐車場への転用届出でございます。平成30年12月7日に地区担当の今村会長に連絡致しまして事務局も地を確認し、書類も具備致しておりましたので会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等ないようですので、異議がないということで報告第2号を終わります。

次に入ります。議第5号、その他の1番、専決処分の報告について報告第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第5号、その他の1番、専決処分の報告について報告第3号、公共転用の通知の件について説明致します。

番号1番、転用届出地、大字築山□□番5(畑)1,711㎡、譲渡人、大字築山、□□□□、転用目的は、大和高田市が道路に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議 長 報告第3号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ほかに何かございませんか。ないようですので、委員の皆様方には新年早々よりご
苦勞様でした。これで1月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議
規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	今村平治郎
署名委員	藤岡 秀信
署名委員	森本 輝雄